

西宮市立図書館基本的運営方針

～ つながる、役立つ、楽しむ 図書館 ～



平成27年(2015年)4月

西宮市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	本市図書館の現状と課題	2
3	基本的な考え方	3
4	基本的運営方針	4
5	西宮市立図書館基本的運営方針及び事業計画策定会議メンバー 会議開催経過	5

1 はじめに

文部科学省は平成 24 年 12 月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を全部改正し、同基準は 12 月 19 日から施行されました。本市図書館でも、23 年 2 月に図書館内部で、図書館管理運営方法の検討として、公共図書館の役割や図書館の現状と課題を見直し、今後の図書館サービスの充実向上（学校図書館との連携強化、宅配サービス、市民との協働事業の推進など）を検討しました。

平成 25 年 1 月には、社会教育委員会議から「新しい時代に対応した生涯学習推進の拠点としての今後の図書館のあり方について」の答申が出され、地域の課題解決に役立つ情報拠点としての図書館、図書館運営における市民参画と協働、学校図書館との連携強化について意見を受けました。

同年 7 月には、第 4 次西宮市総合計画の部門別計画である「西宮市子ども読書活動推進計画」を改定し、第 3 章「西宮市の推進施策（具体的施策）」の「図書館における読書活動の推進」の章において図書館の施策を定めています。

このような背景の下、図書館の設置目的や社会情勢の変化、西宮市の状況を踏まえて、図書館事業の実施に関する基本的な運営方針を「図書館法」「ユネスコ公共図書館宣言」に基づき定めることといたしました。また、事業計画を併せて策定します。

2 本市図書館の現状と課題

本市図書館は、昭和3年の旧図書館の開館以来、図書館・分室の整備を進めてまいりました。平成21年4月には山口センター内に山口分室、若竹生活文化会館内に若竹分室を開室し、現在市内には、中央・北部・鳴尾・北口の4拠点図書館と越木岩・段上・上ヶ原・甲東園・高須・山口・若竹の7分室があり、多くの市民にご利用いただいています。

平成18年には新図書館システムを導入し、貸出冊数を各館6冊から全館15冊に変更し、インターネットや館内の利用者端末からの予約や貸出延長が可能となりました。貸出冊数は、平成17年度の285万5千冊から24年度には372万2千冊と1.3倍に、予約受付件数は、19万2千件から76万2千件と4倍に増加しています。この数字は、23年度中核市の平均貸出冊数204万4千冊、平均予約受付件数24万4千冊と比べても大変に多い数字となっています。また、蔵書数も24年度末で100万冊を超えました。市内に11の図書館・分室を配置していることやインターネットによる予約の簡便さ、ニーズを捉えた蔵書構成などにより、多くの市民にご利用いただいています。

しかしながら、貸出冊数や予約件数の急増により事務作業が増大し、専門職である司書が予約本の取り込みや配送準備などの作業的な業務に追われるという問題がありました。また、その他の課題として、市内の中心部にあり利用者の多い北口図書館の早朝開館や来館困難な利用者へのサービス開始などがありました。それらの課題の解決に向けて、平成23年度に図書館内部で公共図書館の役割や図書館の現状と課題を見直し、今後の図書館サービスの充実向上について検討しました。

平成24年度には、図書館の人員体制の見直しや開館準備及び予約資料処理業務の委託化により、北口図書館の開館時刻を午前10時から9時に繰上げ、来館困難者への宅配サービスを開始いたしました。また、司書が公立の小・中・特別支援学校の全ての学校図書館を積極的に訪問してニーズを探るなど学校図書館との連携を強化しています。図書館運営への市民参画については、新たに図書館の修理ボランティアを募集し、既存のボランティア団体も包含した定期的なボランティア交流会を開催しています。その交流会からボランティア主導によるボランティア活動の紹介イベントの開催に発展しています。

このような現状を踏まえ、今後の図書館サービスの充実向上を体系的に整備するため、本市図書館の基本的運営方針を策定し、その運営方針の下に事業計画を定めます。

3 基本的な考え方

本市の図書館は「文教住宅都市宣言」()の理念である、文教の振興を図るため、市民の自主的な学習や自律を支援する生涯学習の拠点として、地域社会の発展を支えます。

資料は紙媒体である「本」を中心に収集し、市民の知的好奇心を刺激し「知る楽しみ、学ぶ喜び」を支え、読書活動を推進するとともに、将来の利用につながるように、資料全体の構成を考えて蓄積保存します。

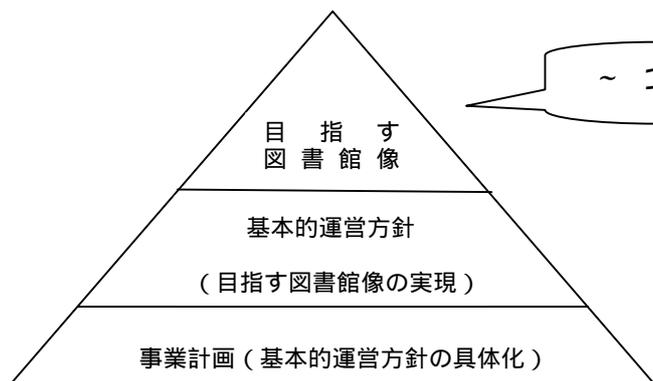
また、価値観が多様化し、状況変化が速くなっている現代社会では、市民が様々な問題を主体的に判断し、自分の責任で行動することが必要になっています。図書館はそのような課題の解決に役立つ紙資料やデジタル資料を幅広く収集し、地域の情報拠点として市民生活を支えます。

資料や情報の提供については、利用者の秘密を守り、求める資料や情報を確実に提供することで、図書館の重要な役割である利用者の「知る自由」を保障します。更に、メディアリテラシーの向上にむけ、環境を整え、情報格差を解消することで市民の一層の知的水準の向上に寄与し、文教住宅都市にふさわしく、教養深い潤いのある生活が営めるよう支援します。

次代を担う子供たちには、夢や希望をもち、その実現に向かって行動できるよう、「西宮市子ども読書活動推進計画」を基に、関連機関とも連携しながら、子供の読書活動の環境整備を行います。

図書館の運営については、透明性が高く、無駄のない効果的な図書館活動を展開して、市民生活に密着した、より質の高いサービスを提供できるように努めます。また、時代とともに変化する市民生活の中で、図書館に対する要求も変化してきます。その変化に対応できる組織であるために、図書館職員の資質向上、サービス体制整備を行い、効果的・効率的な運営の検討を継続的に行っていきます。

地域の情報を図書館に集め、市民や市民活動団体などの協力を得ながら、地域の活動拠点としての役割を推進します。また、市内各地域の文化創造活動にも積極的に参画し、コミュニケーションの活性化に努めます。



() 昭和 38 年に行なった宣言。
風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興を図り、文教住宅都市にふさわしい都市開発を行い、市民の福祉を増進するという理念。

4 基本的運営方針

(1) 市民の読書活動を推進し、知る楽しみ・学ぶ喜びを支えます。

図書館は収集蓄積した資料を提供できる環境を整え、市民の知的好奇心を刺激するよう努め、読書活動や生涯にわたる自主的な学習活動を支え促進します。

(2) 市民の生活や仕事に役立つ地域の情報拠点として、市民生活を支えます。

地域の実情を踏まえ、市民の課題解決のために必要な専門書やデジタル資料など幅広い資料や情報を提供し、暮らしに役立つ図書館を目指します。

(3) 子供たちが読書に親しむ環境づくりを推進します。

子供の読書離れを防ぎ、読書活動を盛んにするため、学校、家庭、地域との連携を図りつつ、児童サービスの充実に努めます。

(4) 図書館利用が困難な市民に、利用しやすい環境づくりを進めます。

高齢・障害などの理由により図書館を利用することが困難な市民へのサービスを充実し、情報提供の格差をなくすよう努めます。

(5) 市民との協働を推進するとともに、市民に交流の機会・場を提供します。

図書館ボランティアの充実を図るなど、市民との協働による図書館運営を推進します。また、地域のコミュニティの活性化に努めます。

(6) 図書館司書の専門性を発揮し、市民サービスを提供します。

市民の調査や読書相談に的確に応えることができるよう自己研鑽に努めるとともに、専門的な研修や学習の機会を増やします。

5 西宮市立図書館基本的運営方針及び事業計画策定会議メンバー

(敬称略)

区分	氏名	所属
有識者	水谷 孝子	武庫川女子大学文学部教授
	村木 美紀	同志社女子大学学芸学部准教授
図書館ボランティア	池田 美紀	おはなしボランティア：おはなし文庫「のはらむら」
	田中 和熙	本の修理・清掃ボランティア
	松井 久美子	おはなしボランティア：おはなしグループ「ぼっぼ」
図書館職員	図書館長ほか司書管理職 6人	

会議開催経過

	開催日		会議内容
平成 25 年度	1/23(木)	第1回	趣旨及び素案の構成案の説明
	2/21(金)	第2回	意見交換
平成 26 年度	7/24(木)	第3回	素案の検討
	11/5(水)	第4回	パブリックコメントの反映